

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

目黒区は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

目黒区長

公表日

令和7年3月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課及び減免、要介護認定、保険給付及び地域支援事業を行う事務である。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表100の項の規定により、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。 一 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 二 介護保険法による被保険者証、負担割合証又は認定証に関する事務(前号及び次号に掲げるものを除く。) 三 介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付若しくは同条第三号の市町村特別給付又は同法第百十五条の四十五の三第二項の第一号事業支給費の支給に関する事務 四 介護保険法第二十七条第一項の要介護認定、同法第二十八条第二項の要介護更新認定若しくは同法第二十九条第一項の要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 五 介護保険法第三十二条第一項の要支援認定、同法第三十三条第二項の要支援更新認定若しくは同法第三十三条の二第一項の要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 六 介護保険法第三十七条第二項の介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 七 介護保険法第五十条の居宅介護サービス費等の額の特例若しくは同法第六十条の介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 八 介護保険法第六十六条の保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 九 介護保険法第六十七条又は第六十八条の保険給付の支払の一時差止めに関する事務 十 介護保険法第六十九条の保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 十一 介護保険法第百十五条の四十五の地域支援事業に関する事務(第一号から第三号まで及び次号に掲げるものを除く。) 十二 介護保険法第百十五条の四十五第十項又は第百十五条の四十七第九項の利用料に関する事務 十三 介護保険法第百二十九条第一項の保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課に関する事務 十四 介護保険法第二百三条第一項の資料の提供等の求めに関する事務 十五 保険者が独自に実施する介護給付及び地域支援事業の利用者負担軽減に関する事務 十六 住民登録がない者の情報を住民基本台帳ネットワークシステムを経由して照会する事務 ※ 申請・届出の受理については、マイナポータルの「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「共通連携基盤システムの申請管理機能」により、介護保険システムに取り込む場合を含む。
③システムの名称	介護保険システム、国保連伝送システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能(マイナポータルぴったりサービス)、共通連携基盤システムの団体内統合宛名機能

2. 特定個人情報ファイル名

介護保険情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表100の項
--------	--------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2の項、3の項、6の項、7の項、11の項、15の項、27の項、38の項、42の項、56の項、65の項、69の項、70の項、80の項、83の項、86の項、87の項、108の項、115の項、116の項、125の項、128の項、132の項、137の項、144の項、145の項及び161の項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表131の項及び132の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部介護保険課介護保険管理係 〒153-8573 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部介護保険課介護保険管理係 電話番号(直通) 03-5722-9574
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人手を介在させる作業について、以下の対策を徹底している。 ・申請者からマイナンバーの提供を受けた場合は、記載されたマイナンバーの真正性確認を行う。 ・住基ネット照会を行う場合は、4情報又は住所を含む3情報による照会を行う。 ・マイナンバーを利用した情報連携を行う場合は、入力内容に誤りがないかを複数人で確認し、その記録を残す。 ・特定個人情報の記載がある申請書等は、施錠できる書棚に保管し、保存期間経過後は廃棄を行う。	

9. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
-------	------------	------------	------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [○] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月3日	表紙 評価書名	介護保険に関する事務	介護保険に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和2年3月3日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(以下「番号法」 という。)第9条第1項及び別表第一の68の項	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(以下「番号法」 という。)第9条第1項及び別表第一の68の項並 びに主務省令(※)第50条 ※主務省令:行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に関する法律別 表第一の主務省令で定める事務を定める命令 (平成二十六年内閣府・総務省令第五号)	事後	
令和2年3月3日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報照会 番号法別表第二 93,94 情報提供 番号法別表第二 2,3,5,6,8,11,17,22,26,33,39,42,56の 2,58,61,62,80,81,87,94,108	【情報提供の根拠】 番号法第19条7号及び別表第二の次の項並び に同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令 (※)の該当条項 別表第二の2,3,5,6,8,11,17,22,26,33,39,42,56の 2,58,61,62,80,81,87,94,108の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条7号及び別表第二の次の項並び に同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令 (※)の該当条項 別表第二の93,94の項 ※主務省令:行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に関する法律別 表第二の主務省令で定める事務及び情報を定 める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)	事後	
令和2年3月3日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	平成31年4月26日時点	令和1年9月1日時点	事後	
令和2年3月3日	IV リスク対策 8. 監査 実施の有無	[○]自己点検 []内部監査 [○]外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 [○]外部監査	事後	
令和2年12月3日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	令和1年9月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	
令和3年7月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	令和2年9月1日時点	令和3年7月30日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月30日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条7号及び別表第二の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 別表第二の2,3,5,6,8,11,17,22,26,33,39,42,56の2,58,61,62,80,81,87,94,108の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条7号及び別表第二の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 別表第二の93,94の項 ※主務省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)	【情報提供の根拠】 番号法第19条8号及び別表第二の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 別表第二の2,3,5,6,8,11,17,22,26,33,39,42,43,56の2,58,61,62,80,81,87,108,109の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条8号及び別表第二の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 別表第二の93,94の項 ※主務省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)	事後	
令和4年12月16日	I 1. ②事務の概要	(記載省略)	(記載省略)	事後	
令和4年12月16日	I 4. ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条8号及び別表第二の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 別表第二の2,3,5,6,8,11,17,22,26,33,39,42,43,56の2,58,61,62,80,81,87,108,109の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条8号及び別表第二の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 別表第二の93,94の項	【情報提供の根拠】 番号法第19条8号及び別表第二の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 別表第二の2,3,5,6,8,11,17,22,26,33,39,42,43,56の2,58,61,62,80,81,87,90,94,97,108,109の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条8号及び別表第二の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 別表第二の93,94の項 ※主務省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)	事後	
令和4年12月16日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	令和3年7月30日時点	令和4年12月16日時点	事後	
令和5年4月5日	I 1. ②事務の概要	—	※ 申請・届出の受理については、マイナポータルの「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「申請管理システム」により、介護保険システムに取り込む場合を含む。	事前	現行記載内容の末尾に追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月5日	I 1. ③システムの名称	介護保険システム、国保連伝送システム、団体 内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本 台帳ネットワークシステム	介護保険システム、国保連伝送システム、団体 内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本 台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子 申請機能、申請管理システム	事前	
令和5年4月5日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	令和4年12月16日時点	令和5年4月5日時点	事前	
令和5年9月1日	I 1. ②事務の概要	介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、 保険料の賦課及び減免、要介護認定、保険給 付及び地域支援事業を行う事務である。行政手 続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律（以下「番号法」という。） 別表第一項番68の規定により、以下の事務に おいて特定個人情報を取り扱う。 （一部省略） ※ 申請・届出の受理については、マイナポータル の「サービス検索・電子申請機能」により申請 された電子申請データを「申請管理システム」に より、介護保険システムに取り込む場合を含 む。	介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、 保険料の賦課及び減免、要介護認定、保険給 付及び地域支援事業を行う事務である。行政手 続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律（以下「番号法」という。） 別表第一項番100の規定により、以下の事務に おいて特定個人情報を取り扱う。 （一部省略） ※ 申請・届出の受理については、マイナポータル の「サービス検索・電子申請機能」により申請 された電子申請データを「共通連携基盤システ ムの申請管理機能」により、介護保険システム に取り込む場合を含む。	事前	
令和5年9月1日	I 1. ③システムの名称	介護保険システム、国保連伝送システム、団体 内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本 台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子 申請機能、申請管理システム	介護保険システム、国保連伝送システム、中間 サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、 サービス検索・電子申請機能（マイナポータル びったりサービス）、共通連携基盤システムの団 体内統合宛名機能	事前	
令和5年9月1日	I 3法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律（以下「番号法」 という。）第9条第1項及び別表第一の68の項並 びに主務省令（※）第50条	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律（以下「番号法」 という。）第9条第1項及び別表第一の100の項 並びに主務省令（※）第50条	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月1日	I 4②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条8号及び別表第二の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 別表第二の2,3,5,6,8,11,17,22,26,33,39,42,43,56の2,58,61,62,80,81,87,90,94,97,108,109の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条8号及び別表第二の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 別表第二の93,94の項	【情報提供の根拠】 番号法第19条8号及び別表第二の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 別表第二の2,3,5,6,9,13,24,33,37,46,53,56,57,72,75,78,79,104,105,116,120,124,130,142,143の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条8号及び別表第二の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 別表第二の123,124の項	事前	
令和5年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年4月5日時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和5年9月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年4月5日時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和6年11月1日	I 1②事務の概要	介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課及び減免、要介護認定、保険給付及び地域支援事業を行う事務である。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第一項番100の規定により、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。	介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課及び減免、要介護認定、保険給付及び地域支援事業を行う事務である。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表100の項の規定により、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。	事前	
令和6年11月1日	I 3法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の100の項並びに主務省令(※)第50条 ※主務省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号)	番号法第9条第1項及び別表100の項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月1日	I 4②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条8号及び別表第二の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 別表第二の 2,3,5,6,9,13,24,33,37,46,53,56,57,72,75,78,79,104,105,116,120,124,130,142,143の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条8号及び別表第二の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 別表第二の123,124の項 ※主務省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2の項、3の項、6の項、7の項、11の項、15の項、27の項、38の項、42の項、56の項、65の項、69の項、70の項、80の項、83の項、86の項、87の項、115の項、116の項、125の項、128の項、132の項、137の項、144の項及び145の項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表131の項及び132の項	事前	
令和6年11月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年9月1日時点	令和6年10月1日時点	事前	
令和6年11月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年9月1日時点	令和6年10月1日時点	事前	
令和6年11月1日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	[十分である] (判断の根拠) 人手を介在させる作業について、以下の対策を徹底している。 ・申請者からマイナンバーの提供を受けた場合は、記載されたマイナンバーの真正性確認を行う。 ・住基ネット照会を行う場合は、4情報又は住所を含む3情報による照会を行う。 ・マイナンバーを利用した情報連携を行う場合は、入力内容に誤りがないかを複数人で確認し、その記録を残す。 ・特定個人情報の記載がある申請書等は、施錠できる書棚に保管し、保存期間経過後は廃棄を行う。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月31日	I 関連情報	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 十二 介護保険法第百十五条の四十五第十項又は第百十五条の四十七第八項の利用料に関する事務	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 十二 介護保険法第百十五条の四十五第十項又は第百十五条の四十七第九項の利用料に関する事務	事後	
令和7年1月31日	I 関連情報	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2の項、3の項、6の項、7の項、11の項、15の項、27の項、38の項、42の項、56の項、65の項、69の項、70の項、80の項、83の項、86の項、87の項、115の項、116の項、125の項、128の項、132の項、137の項、144の項及び145の項	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2の項、3の項、6の項、7の項、11の項、15の項、27の項、38の項、42の項、56の項、65の項、69の項、70の項、80の項、83の項、86の項、87の項、108の項、115の項、116の項、125の項、128の項、132の項、137の項、144の項、145の項及び161の項	事後	
令和7年1月31日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年10月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	
令和7年1月31日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年10月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	